

# 第3次大分県有機農業推進計画

令和4年3月

大分県

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第2章 推進計画の基本理念	3
第3章 これまでの取組状況	4
1 有機農業の取組状況	
2 生産面や流通面での取組状況	
3 有機農業者の確保・育成や技術普及の取組状況	
4 消費者の理解促進にかかる取組状況	
5 市町村の推進計画策定状況	
第4章 有機農業の推進における課題	8
1 生産・流通における課題	
2 流通業者・販売業者・実需者から見た課題	
3 就農・経営における課題	
4 消費における課題	
第5章 有機農業の推進に関する目標	10
1 有機農業の拡大	
2 有機農産物の消費	
第6章 施策の展開方向	11
1 市町村単位での有機農業の取組支援	
2 持続可能な有機農業経営体の育成	
3 有機農産物等の流通・販路拡大と消費者理解の醸成	
第7章 有機農業の推進体制	13
1 県における推進体制	
2 市町村の推進体制の整備促進	
3 関係機関・団体との連携・協力	
参考資料	14
令和元年度有機農産物に関する消費者意識調査（大分県調査）	

## 第1章 計画の策定にあたって

---

### 1 計画策定の趣旨

平成18年12月に施行された「有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という。）においては、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされています。この「有機農業推進法」並びに平成19年4月に公表された「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、本県では平成21年2月に「大分県有機農業推進計画」を策定（平成24年3月には一部見直し）し、有機農業の推進に関する各種の関連施策を実施しました。さらに、平成26年4月における基本方針の変更を踏まえ、本県では、平成29年3月に「第2次大分県有機農業推進計画」を策定し、各種施策をさらに強化し、取り組んできたところです。その結果、県内における有機農業の取組は増加傾向にあり一定の成果が得られています。

また、有機農業により生産される農産物の国内市場は拡大しており、海外への輸出も増加傾向にあります。加えて、近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものとして注目が集まっています。

これらの点を背景に、国では令和2年4月に新たな基本方針を公表し、2030年（令和12年）における有機農業の取組面積を63,000ha、及び有機農業者数を36,000人とする生産目標を設定するなど、有機農業の一層の拡大を図ることとしています。また、豊かな地球環境を維持し、生産活動の持続的な展開を行うため、環境負荷の軽減を図るための取組を示した「みどりの食料システム戦略」を令和3年5月に策定しています。本戦略のなかで有機農業については、2050年までに取組面積の割合を耕地面積の25%（100万ha）に拡大することとしており、環境に配慮した栽培方法である有機農業の重要度が一層高くなっています。

県としてもこれらの状況を踏まえ、有機農業の推進に関する各種施策をさらに強化し、取り組んでいく必要があります。そのため、本県農業をめぐる情勢の変化や有機農業の実態等を踏まえて課題を整理し、今後の有機農業の推進に関する具体的な施策の展開方向を示す「第3次大分県有機農業推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定します。

### 2 計画の位置づけ

この推進計画は、有機農業推進法第7条に規定される都道府県計画として位置付けるとともに、令和2年4月に国が公表した基本方針（以下「新基本方針」という。）に即して策定するものです。また推進に当たっては、有機農業に取り組む農業者（以下「有機農業者」という。）等の自主性を尊重するとともに、令和2年3月に改訂した大分県農林水産業振興計画「おおいた農林水産業活力創出プ

ラン2015」や関連方針等と整合性を図りながら、取り組むこととします。

### **3 計画期間**

この推進計画は令和4年度から概ね5年間とします。

なお、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

## 第2章 推進計画の基本理念

---

本県農業を取り巻く環境は、本格的な人口減少社会の到来やグローバル化及びモーダルシフトの進展、ライフスタイルの変化、地方創生を背景とした地域間競争やSDGsへの対応など、大きな転換期を迎えています。また県土の7割を占め高齢化が進む中山間地域の活力維持に向け、所得向上の施策が必要であるため、魅力ある持続可能な農業の実現と中山間地域の特性を生かした活力創出を目指します。さらに、市町村や有機農業を推進する団体等との連携を強化し、現行計画で取り組んできた有機農業による高付加価値農産物の生産拡大と有機農業者の経営の安定化に、新たな視点を加え加速させます。

なお、有機農業推進法に規定する基本理念に即した展開を進めます。

- 有機農業が農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることから、農業者あるいは有機農業での就農を希望する者等が容易にこれに従事することができる取組を進めます。
- 消費者の安全・安心な農産物に対する需要に対応するため、有機農業者、流通業者、販売業者、実需者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又はそれを利用する取組を進めます。
- 消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できる取組を進めます。
- 消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進を図るため、有機農業者と消費者の連携や、食育への活用を促進します。
- 有機農業者や関係者の自主性を尊重し、有機農業を推進します。

### 第3章 これまでの取組状況

#### 1 有機農業の取組状況

- 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく認証（以下「有機JAS認証」という。）の取得を推進するとともに、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）に基づく環境保全型農業直接支払交付金の活用や、有機農産物生産流通拡大推進事業（平成29年度～令和元年度）及び「おおいたの有機」産地づくり加速化事業（令和元年度～3年度）による支援をおこないました。
- 令和2年度の県内の有機JAS認証圃場面積は300ha、農家戸数は96戸となっており、第2次計画の施行前年にあたる平成28年度と比較すると、有機JAS認証圃場面積は31ha増加しています。
- 品目別では、健康食品等に利用される大麦若葉やケールなどの特用作物が約4割にあたる137haと最も多く、次いで野菜が60ha、きのこ類が32haの順となっております。平成28年度と比較して、特用作物が高齢化に伴う契約農家戸数の減少等により約1割減少する反面、新規就農や異業種等からの参入が顕著な野菜が2.3倍増加し、需要が堅調なきのこ類（約3倍増）や茶（2倍増加）も拡大しています。地域別では、臼杵市、豊後高田市及び宇佐市の3市で221haと、全体の約8割を占めています。
- 有機農業者の経営規模は、少量多品目栽培による小規模経営が中心ですが、水稲に加えて、最近では野菜等においても、異業種等からの参入による大規模経営体が増えつつあります。
- 販売先は有機農業者自らの販路開拓により確保されており、宅配により直接個人へ届けたり、スーパー、小売店、直売所及び飲食店などに出荷されています。



## 2 生産面や流通面での取組状況

- 有機農業者のコスト増大につながっている小口出荷への過度な依存からの転換をめざし、県内量販店等の大口需要にも対応したロットの確保や周年安定供給を可能とする販売ネットワークを整備するとともに、省力化機械や施設等の導入を支援し、生産力の強化を図りました。平成29年度～令和元年度にかけて、先進的有機農業者を核とした12グループが共同出荷を行なうとともに、新たに16店舗の県内大手量販店が、県産の有機農産物を取扱うようになり、消費者が有機農産物を購入する機会拡大につながりました。
- 国内外への販路拡大を見据えたオール大分県での有機野菜等生産出荷体制の構築を支援し、令和2年5月23日に、おおいた有機野菜等生産出荷体制構築会議が17経営体により発足しました（写真①）。
- 有機碾茶の生産力の向上や販路拡大のため、生産技術や流通動向等に関する研修会の開催や、有機碾茶栽培実証圃の設置、県内食品業者と連携した商品開発等を支援しました。
- 海外需要にも目を向け、香港及びシンガポールでの有機野菜の市場調査や試験販売を行いました（写真②）。



(写真① おおいた有機野菜等生産出荷体制構築会議設立総会)



(写真② 香港における有機野菜試験販売)

### 3 有機農業者の確保・育成や技術普及の取組状況

- 有機農業での就農希望者に対し、NPO法人おおいた有機農業研究会と連携して、「おおいたの有機農業者養成講座」の開催や、各種情報の提供、研修先の紹介を行いました。
- 臼杵市における地域おこし協力隊や、豊後高田市、佐伯市におけるファーマーズスクールなど、市町が運営する研修制度で研修生を受入れ、先進的な有機農業者の下で就農に必要な技術や知識を習得しています。
- 有機農業における営農計画作成の参考となるよう、県内の先進的な有機農業者の経営事例を元に、経営指針（「おおいた発！新規有機農業スタートアップガイド」（令和元年））を、NPO法人おおいた有機農業研究会と連携して作成しました。

### 4 消費者の理解促進にかかる取組状況

- オーガニックフェスタ（主催：NPO法人おおいた有機農業研究会）の開催を支援するとともに、量販店等との連携によるワークショップ等のPRやトーク&試食等のイベントを実施しました。
- シェフや野菜ソムリエ等のオーガニック・サポーターと連携してSNSを活用した情報発信を行なうとともに、料理専門雑誌へのPR企画の掲載や東京都内の飲食店で大分県産有機野菜を使用したメニューフェアの開催により、大分県産有機農産物のPRを実施しました。
- 大分県農林水産祭において「有機農業・農産物の安全安心コーナー」を設置し、有機農業に対する消費者の理解促進を図るとともに、消費者（令和元年度200名）に対して有機農産物に関する意識調査を行いました。その結果、有機農産物に興味・関心があり、身近で買えるところがあれば、一般農産物の同程度～2割高程度までなら約9割の方が購入する意向があることが分かりました。



（写真左 2019 オーガニックフェスタ）



（写真右 量販店での試食イベント）



## 5 市町村の推進計画策定状況

- 市町村における「有機農業推進計画」の策定割合は44%（8市町）であり、平成28年度と比較して、新たに3市町が策定しました。

## 第4章 有機農業の推進における課題

---

大分県では有機農業を推進するため、安定生産、流通・販売体制の構築、消費者理解等の活動に取り組み、一定の成果を得ましたが、今後、有機農業を持続可能な農業として定着させるためには、より強固な基盤づくりに取り組む必要があります。

### 1 生産・流通における課題

- 有機農業の多くは少量多品目栽培を行っており、病虫害や雑草対策等に生産コストの大幅な増加を伴います。また、地域の気象条件・土壌条件等の影響を受けやすいことから生産性や品質が不安定です。
- 有機農業者は、JA生産部会のような、生産から販売までをカバーする組織が無く、栽培技術や流通販売において、生産者間で情報交換を行う場が少ない傾向にあります。
- 各経営体は、少量多品目で生産量が少なく個別での販路拡大が難しい中で、県産有機農産物の生産力強化を図るため、県内有機農業者の県域での組織化をさらに進める必要があります。
- 県産有機農産物の安定した販路を確保し、流通量を拡大するため、個々の取引や小口流通を中心とした自己完結型の取引から、県内外の量販店や給食等の大口需要にも対応できる、県域でのロットの確保や物流拠点の整備を一層進め、周年にわたり安定した生産出荷体制を確立する必要があります。

### 2 流通業者・販売業者・実需者から見た課題

- 「有機農業者が点在していること」、「少量多品目であること」、「個々の取引や小口流通が中心であること」、「収量の変動が大きいこと」等の現状から流通業者・販売業者等が効率的・安定的に量を確保できない状況に繋がっています。

<具体的な例>

- ・ 個々の取引ではロットが小さいため安定的な量を確保できない。
- ・ 集荷拠点がないため、小ロットでは物流コストが高くなる。
- ・ 慣行栽培と比較して価格が高い等、消費者の理解が不十分で廃棄率が高い。

### 3 就農・経営における課題

- 有機農産物生産の裾野を広げるため、有機農業を希望する慣行栽培生産者や新規就農者を確保・育成するとともに、持続可能な経営ができるように、栽培技術、農地確保及び販路等にかかる総合的な経営支援を行なう必要があります。

- 有機農業での就農を希望する者に対して研修先の確保、就農計画の作成、農地や生産環境の整備及び販路の確保など総合的なサポート体制が整備されていないため、就農後の経営の確立が厳しい状況にあります。

#### 4 消費における課題

- 県産有機農産物の消費を拡大し、生産・流通に要するコストや労力に見合う価値を確保するため、SDGsの浸透や新型コロナウイルスの蔓延等に伴い、環境保全への関心や安全志向が高まっている県内外や海外の消費者に対し、認知度の向上や販売機会の拡大を図る必要があります。
- 身近なスーパー等で有機農産物を扱う店舗がまだ少ないため、関心があっても容易に購入できません。
- 若年層を中心とした朝食の欠食や、外食・中食の普及拡大に伴う野菜摂取量の低下や食品ロスの増加など、規則正しい食生活や食を大切にする心の希薄化が課題となっています。
- 有機農業は、多様な生物群が生息する環境保全型農業ですが、令和元年度に有機農産物に関する消費者意識調査を実施したところ、有機（オーガニック）のイメージを聞かれて「安全」と回答した消費者が7割を超えるのに対し、「自然・環境に優しい」と回答した消費者は約2割に留まることが分かりました。

## 第5章 有機農業の推進に関する目標

### 1 有機農業の拡大

国が令和2年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに有機農業の取り組み面積の割合を25%まで拡大するとしています。有機農業の中でも「有機」や「オーガニック」という表示ができる有機JAS認証取得農産物は、消費者の理解を得やすく、栽培基準なども明示されているため有機農業の指針の一つとなっています。このため、目標設定にあたっては、有機JAS認証圃場面積を指標とします。

目標指標	現状（R2）	目標（R8）
有機JAS認証圃場面積 （県調査公表数値）	300ha	420ha

#### 年次別目標

年度	R4	R5	R6	R7	R8
面積(ha)	320	340	365	395	420
戸数(戸)	105	112	120	128	135

### 2 有機農産物の消費

新基本方針によると、平成29年度における国内有機食品市場の推計額は、約1,850億円であり、令和12年度には、3,280億円に拡大すると見込まれております。このような需要見通しに対し、本県産の有機農産物の中でも、安定供給やシェア拡大が見込まれる有機野菜をターゲットに、販売額の拡大を目指します。

目標指標	現状（R2）	目標（R8）
有機野菜の販売額 （県域出荷組織構成員による出荷額）	250百万円	380百万円

#### 年次別目標(百万円)

年度	R4	R5	R6	R7	R8
販売額	291	312	334	357	380

## 第6章 施策の展開方向

---

### 1 市町村単位での有機農業の取組支援

- 市町村と連携し、有機農業者の組織化を進め、個々の活動から組織への活動へ展開していきます。
- 農産物の安定生産のため、土壌診断に基づく土づくりを実施し、有機農業者の生産力向上に繋がるよう支援するとともに、堆肥の供給体制の構築を支援します。
- 新規就農相談セミナー等を通じた有機農業での就農希望者の確保や、ファーマーズスクール等への受入れ支援を市町やNPO法人おおいた有機農業研究会と連携しながら行い、先進的な有機農業者の下での技術や知識の習得、併せて農地や住居の確保等をサポートすることにより円滑な就農を支援します。

### 2 持続可能な有機農業経営体の育成

- 異常気象対策や、省力化による生産性向上等のため、農業機械・施設の整備への支援を行い経営確立に繋げていきます。
- 環境保全型農業直接支援対策等の活用による支援を行い、有機農業の取組を拡大します。
- 消費者等への信頼を確保するため有機JAS認証制度を周知し、NPO法人おおいた有機農業研究会と連携しながら、その意義や申請方法を学ぶ機会を提供し認証取得を進めます。
- 地域の実情に応じ、先進的な有機農業者及び民間団体等と連携・協力して、「大分の有機栽培（基本技術・研究成果・事例集、平成26年度作成）」、「おおいた発！新規有機農業スタートアップガイド（経営指針、令和元年度作成）」及び他県等の研究開発の成果等を活用し、栽培技術の向上に努めます。
- NPO法人おおいた有機農業研究会や先進的な有機農業者と連携した研修等を開催するとともに、技術交流や情報交換の機会を拡大し、技術力や販売力の向上を図ります。
- 持続可能な経営を維持・確保できるように、先進的な有機農業者から助言をもらいながら、より具体的な経営計画策定について支援します。

### 3 有機農産物等の流通・販路拡大と消費者理解の醸成

- 県内外の量販店や給食等の大口需要に対応可能な品目、量、品質を確保するため、県域出荷組織を核とした、県域での生産出荷体制や周年にわたり安定した流

通体制の整備を進めます。

- 有機農産物の販路拡大のため、量販店等での販売コーナーの設置を働きかけるとともに、量販店等の需要に対応可能なロットの確保に努めます。
- 6次産業化の取組及び地場加工業者等と連携した農商工等連携の取組による需要の創出・取引拡大に向けた支援に努めます。
- 県内の消費者を対象に、県農林水産祭や地域イベント等で県産有機農産物を購入する機会を拡大したり、学校給食に導入する等の活動を通じて、地産地消を推進します。
- 教育機関との連携により、給食への県産有機農産物の活用や、農作業体験をはじめとする出前授業の開催など、産地交流や食育活動などに取り組む有機農業者の取組を支援します。
- 有機農業者組織の活動を通じて、有機農業の有する自然循環機能の増進、環境への負荷の軽減、生物多様性の保全等の様々な機能の知識の普及・啓発を行うとともに、有機農業者と消費者等が互いに理解を深める自主的な取組と交流を促進します。
- J A S法に基づく有機農産物の検査認証制度や環境保全型農業等について、ホームページや各種パンフレット等を用いながら、消費者に情報提供します。

## 第7章 有機農業の推進体制

---

### 1 県における推進体制

- 関係課・室との連携により有機農業の推進に関する各種施策をさらに強化し、取り組んでいきます。
- 県は市町村、NPO法人おおいた有機農業研究会や県域出荷組織等と連携しながら有機農業で就農を希望する者に対しては就農相談に応じるとともに、有機農業に関する各種情報提供を行います。

### 2 市町村の推進体制の整備促進

- 市町村における有機農業の推進方針、推進方策等を示した推進計画の策定を促進するとともに、地域の実情に即した有機農業の推進体制の整備を支援します。

### 3 関係機関・団体との連携・協力

- NPO法人おおいた有機農業研究会や、おおいた有機野菜等生産出荷体制構築会議といった有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間団体等をはじめ、流通業者・販売業者及び消費者と連携・協力して、有機農業の推進に取り組めます。

(参考資料)

令和元年度有機農産物に関する消費者意識調査(大分県調査)

調査時期: 令和元年

調査場所: 大分県農林水産祭(別府公園)

調査人数: 200名(女性156名、男性44名)

年代 30代未満: 15%、40代: 16%、50代: 19%、60代: 22%、70代以上: 24%







